



つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 6 月 23 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 29 号

つくばみらい市介護保険条例及びつくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市介護保険条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年つくばみらい市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和元年度分及び令和 2 年度分」を「令和 2 年度分及び令和 3 年度分」に改め、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後のつくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。